

令和6年度前橋市木質燃料ストーブ購入費補助金交付要項

令和6年4月1日から適用

取扱担当課

前橋市役所農村整備課（赤城森林事務所）電話 027-225-2141（直通）

電子メールアドレス nouseiseibi@city.maebashi.gunma.jp

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

<p>交付目的</p>	<p>森林資源の活用促進による森林環境の保全、地球温暖化対策及び森林の多面的機能の向上を図り、木材のエネルギー資源としての利活用に寄与し、環境に配慮するとともに、チッタスローのゆったりとした生活の考え方に通じるものがある薪等を燃料として使用するストーブを新規に購入する個人に対して、予算の範囲内で費用の一部を補助するものです。</p>
<p>内容</p>	<p>補助対象者</p> <p>この補助金は、次のいずれにも該当する個人に対し、一世帯につき一基を限度に交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前橋市内に住所を有している者のうち、対象地域内の自ら居住する住宅に、新たに木質燃料ストーブを設置する者 【対象地域】チッタスロー国際連盟に加入した前橋・赤城地域を含む大胡・宮城・粕川・富士見・芳賀（勝沢町、嶺町、金丸町）地区 2 市税に滞納のない者 3 過去に本市の木質燃料ストーブ購入費補助金の交付を受けていない者 4 次に掲げる事項の全てに該当すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
<p>交付の対象となる機器及び</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付対象機器 対象地域内の自ら居住する住宅に設置する、次のいずれにも該

	対象経費	<p>当する機器。</p> <p>(1) 木質燃料（薪・ペレット等）を使用する設計及び仕様である暖房機器。</p> <p>(2) ストープ本体又は煙突に、煙の排出を抑制する機能を備えていること。</p> <p>(3) 中古品、転売品等でないこと。</p> <p>2 対象経費 交付対象となるストーブ本体と煙突の購入費。ただし、自ら設置する場合を除く。</p>
	交付金額	<p>補助率 対象経費の3分の1（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てとする。）</p> <p>補助上限額 100,000円</p>
	交付条件	<p>1 補助対象者は補助を受ける機器を良好な状況で保持し、使用するとともに、適正な維持管理に努めなければなりません。</p> <p>2 木質燃料ストーブの使用にあたっては、木質燃料の燃焼による煙の発生等について近隣住宅等の迷惑にならないよう配慮し近隣住民から苦情等があった場合には誠実に対応しなければなりません。</p> <p>3 補助対象者は、対象機器の購入に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>4 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び交付決定通知書に記載の交付条件を遵守しなければなりません。</p>
交付申請の手続等	交付申請の方法、時期等	<p>補助金の交付を受けようとする場合は、適用日以降の指定する日までに次の書類により申請してください。ただし、交付決定額が予算額に達した時点で受付を終了します。</p> <p>なお、押印は省略することが可能です。</p> <p>(1) 交付申請書兼誓約書（様式第1号の1） 事業収支予算書（様式第1号の2）</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 見積書の写し（補助対象経費の内訳が確認できるもの）</p> <p>イ 設置予定箇所のカラー写真（①ストーブ設置予定場所②煙突設置場所がわかる外観）</p> <p>ウ 設置機種の様、規格等が判別できる資料（カタログ等）の写し</p> <p>エ 市税の完納証明書（発行日から3か月以内のもの）</p> <p>オ その他参考となる書類</p> <p>【注】収支予算書等に、市補助金の充当先と内容を明示して下さい。</p> <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
	交付決定の時期等	<p>交付申請書の審査及び必要に応じて実地調査を行い、提出日から30日以内に補助金交付の可否、金額等を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により通知します。</p>

申請内容が変更、中止又は廃止となった場合の手続	<p>補助対象者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合にはあらかじめ変更等承認申請書（様式第3号）事業収支予算書（様式1号の2）を提出し、承認の決定を受けなければなりません。</p> <p>(1) 補助対象機器の変更をしようとする場合</p> <p>(2) 交付決定額の変更をしようとする場合</p> <p>(3) 補助対象経費の増額変更又は30%を超える減額変更をしようとする場合</p> <p>(4) 補助対象機器の設置を中止又は廃止しようとする場合</p> <p>(5) 設置場所の変更をしようとする場合</p> <p>(6) 補助対象機器の設置及び代金の支払が令和6-7年3月31日までに完了する見込がない場合</p>
変更等承認決定の時期等	<p>変更等承認申請書を受理した日から30日以内に承認の可否を決定し、変更等承認通知書（様式第4号）により通知します。</p>
実績報告書の提出	<p>1 事業が完了した日から30日以内又は令和6-7年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類により報告してください。</p> <p>(1) 実績報告書（様式第5号） 事業収支決算書（様式1号の2）</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 補助対象経費の契約額を証明する書類の写し（請求書等）</p> <p>イ 補助対象経費の支払いを証明する書類の写し（領収書等）</p> <p>ウ 設置の完了が確認できるカラー写真（①ストーブ設置場所 ②煙突設置場所がわかる外観）</p> <p>エ その他参考となる書類</p> <p>2 実績報告書の審査及び必要に応じて実地検査を行い、交付条件に適合していると認めたときは、補助金額確定通知書（様式第6号）により補助金額の確定を通知します。</p> <p>【注】 収支決算書等に、市補助金の充当先と内容を明示して下さい</p>
請求の方法、支払時期等	<p>1 補助金額確定通知書を受理後、補助金交付請求書（様式第7号）により請求してください。</p> <p>2 請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>

	<p>交付決定の取り消し又は補助金の返還</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 補助金を他の用途に使用したとき。 (3) この要項、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。 2 上記の規定は、補助金の額の確定をした後においても適用されます。 3 次の場合は、指定された期限までに補助金を返還しなければなりません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、その超える部分の金額
<p>様式</p>	<p>申請書等の様式</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書兼誓約書（様式第1号の1） 2 事業収支予算書（様式第1号の2） 3 交付決定通知書（様式第2号） 4 変更等承認申請書（様式第3号） 5 変更等承認通知書（様式第4号） 6 実績報告書（様式第5号の1） 7 事業収支決算書（様式第5号の2） 8 補助金額確定通知書（様式第6号） 9 補助金交付請求書（様式第7号）